

表 2-22 都市計画マスタープラン・立地適正化計画における公共交通に関する施策 (3/9)

市町名	計画名・年次	公共交通に関する主な施策
苦小牧市	第2次 苦小牧市都市計画 マスタープラン 令和元(2019)年度 ~令和20(2038)年度	<p>■公共交通の利用促進策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICカード乗車券の導入やバスロケーションシステムなど、利便性向上につながる取組を進め、公共交通へのモーダルシフトを図ります ・事業者との協働による割引切符やイベントにあわせた旅行商品の企画など、新たな公共交通利用者の増加に向けた取組を進めます ・都市拠点や生活拠点における、公共公益施設・商業施設を活用したバス待合スペースや、休憩・交流機能などと一体となったバス待合所を整備し、利便性の向上を図ります
	苦小牧市 立地適正化計画 令和5(2023)年度 ~令和22(2040)年度	<p>■生活及び通勤・通学の利便性を備えた道路・交通、歩行者空間のネットワークづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ●子育て世代が住み続けたい便利なまち <ul style="list-style-type: none"> ・通学環境の向上に資する、都市骨格軸・生活軸の強化(居住地と拠点・工業地等との連絡、企業送迎バス、スクールバス等)を図ります ●高齢者が住み続けられる快適なまち <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通空白地域や買物難民の発生が懸念されるエリアへの公共交通ネットワークの確保(オンデマンド交通サービス、公共交通利用インセンティブ、福祉バス等)を図ります ●若者世代が住みたい魅力的なまち <ul style="list-style-type: none"> ・通勤・通学環境の向上に資する、都市骨格軸・生活軸の強化(居住地と拠点・工業地等との連絡、企業送迎バス、スクールバス等)を図ります
登別市	登別市都市計画 マスタープラン 令和4(2022)年度 ~令和23(2041)年度	<p>■交通体系の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域に即した公共交通ネットワークの構築 <ul style="list-style-type: none"> ・利便性の高い多核連携都市を実現するために、地域間をつなぐ公共交通の維持・確保を図ります ・高齢化社会にも配慮した交通のあり方を検討します ・バスロケーションシステムの導入をはじめとした情報通信技術の活用により、公共交通の利便性を高めます ・既存の交通インフラを十分に生かしながら、公共交通の効率化を図り、経済活動の持続的な発展を推進します ●乗り換え・乗り継ぎ施設の機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・登別駅前広場などの交通結節点において、鉄道やバス、タクシー等への乗り継ぎ利便性の向上を図ります ・市役所庁舎の建設に合わせ、市民が各地域から新庁舎へアクセスしやすいよう、公共交通の運行ルート等を検討します

表 2-23 都市計画マスタープラン・立地適正化計画における公共交通に関する施策（4/9）

市町名	計画名・年次	公共交通に関する主な施策
登別市	登別市 立地適正化計画 令和4（2022）年度 ～令和23（2041）年度	<p>■公共施設等の適正配置や都市機能の誘導・集約による賑わいある利便性の高い都市拠点の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ●近隣自治体と連携した都市機能の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・救急医療や周産期医療などの医療機能については、登別市内外の利用者の利便性を維持するため、近隣自治体とともに提供体制を検討します ・また、日常的に利用される商業機能についても、登別市内外からの集客力があることから、交通利便性の高い位置に集積させた上で、地域間をつなぐ公共交通の維持・確保を図り、利用者の利便性向上を促進します ●登別駅周辺の賑わいある拠点形成 <ul style="list-style-type: none"> ・登別観光の玄関口である登別駅に隣接して「（仮称）登別市情報発信拠点施設」を整備することで、観光をはじめとした産業の振興を図るとともに、市民の地域活動及び市民と観光客の交流による登別地域の活性化を図ります ・また、登別駅前広場の整備により、交通結節点としての機能向上及びバリアフリー化を図るとともに、まちの雰囲気をも引き立たせる無電柱化の検討を行うなど、まちなみ景観の形成に努めます <p>■誰もが利用しやすく持続可能な公共交通体系の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ●交通需要の変化に対応した持続可能な公共交通体系の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・現状の鉄道や路線バス、タクシーを基本としながら、人口減少・少子高齢化などによる交通需要の変化や交通事業者の運転手不足等に対応して、バス路線の見直し（減便・経路変更等）や地域内の輸送手段を検討し、効率的で持続可能な公共交通体系を構築します ・また、利用者数減少下における公共交通の維持のため、自家用車から公共交通を活用した移動へと高齢者のライフスタイルの変化を促進するなど、各世代に対応した利用促進の取組を実施します

表 2-24 都市計画マスタープラン・立地適正化計画における公共交通に関する施策 (5/9)

市町名	計画名・年次	公共交通に関する主な施策
登別市	登別市 立地適正化計画 令和 4 (2022) 年度 ～令和 23 (2041) 年度	<p>●輸送資源の有効活用による移動支援と情報通信技術を活用した利便性の高い公共交通サービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携により、交通事業者や民間施設などが運行する送迎バス等の輸送資源を効率的・効果的に活用するなど、持続可能な移動支援を検討します ・公共交通ネットワークの再編にあたっては、利用者の混乱が生じないように、情報通信技術を活用した移動支援について導入を検討します ・また、乗り継ぎ割引や時間的・空間的な接続についても検討し、シームレスな公共交通体系の構築に努めます <p>●安全で円滑な道路ネットワークの形成と交通結節点の機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全で円滑な道路ネットワークの形成に向けて、地域間をつなぐ幹線道路の流れがスムーズになるように道路整備を進めます ・また、長期未着手道路の必要性を検証し、社会情勢や住民ニーズを考慮して道路網の見直しを図ります ・複数の交通手段の乗り換え・乗り継ぎを行う登別駅前広場などについては、交通結節点としての機能の強化を図ります
伊達市	伊達市都市計画 マスタープラン 平成 22 (2010) 年度 ～令和 5 (2023) 年度	<p>■利便性・機能性の高い都市施設の方針</p> <p>●公共交通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民生活に密着した公共交通機関である鉄道、バスの公共交通需要は、高齢者が増加することにより、ますますその依存度が高くなることから、利便性の向上や路線の確保に努めるとともに、ライフモビリティなど新しい交通システムの導入を促進します ・また、玄関口としての役割を担う JR 伊達紋別駅周辺については、交通結節点としての都市機能の充実に努めます <p>■安全で安心なまちづくりの方針</p> <p>●高齢者や障がい者に優しいまちづくりの方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化社会が進展するなかで、保健や医療をはじめ福祉の充実を図るとともに、公共交通の確保や歩道のバリアフリーなど、ノーマライゼーションの理念に基づいた高齢者や障がい者が安全で安心して暮らせるまちづくりに努めます

表 2-25 都市計画マスタープラン・立地適正化計画における公共交通に関する施策（6/9）

市町名	計画名・年次	公共交通に関する主な施策
白老町	第2次 白老町都市計画 マスタープラン 令和4（2022）年度 ～令和23（2041）年度	<p>■拠点へのアクセス性を高める公共交通ネットワークの構築</p> <p>●公共交通体系の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化社会を迎える中、公共交通が果たす役割はこれまで以上に重要になっていることから、バスや鉄道など既存公共交通網が将来にわたり持続できるよう、関係機関と連携・協力を図りながら、利用環境の維持・改善に努めます ・バス事業者や近隣自治体と連携し、既存のバス路線の維持・充実を図りつつ、より広域で誰もが利用しやすい地域公共交通網の形成を検討します ・「白老町地域公共交通網形成計画」の見直しを図りながら、効率的で利便性の高い運行形態の構築に努めます ・また、過度に自家用車に頼る状態から公共交通を適度に利用する状態へと町民の自発的な意識転換を促す取組（モビリティマネジメント）を進め、公共交通に対する町民の関心・理解度の向上に努めます <p>●公共交通機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰もが円滑な移動サービスを楽しむことができるよう、新たな移動手段の確保策について検討します ・また、コミュニティバス等の接近がわかるロケーションシステムやMaaS等の交通に関する新技術など、国や民間等の動向を注視しながら、その活用について検討します ・運転に不安を感じる高齢者等が自主的に運転免許証を返納しやすい環境づくりに取り組み、高齢ドライバーによる交通事故防止と町内循環バスの利用促進を図ります ・バス待ち環境の向上や、車両のバリアフリー化などを進め、誰もが快適に公共交通を利用できる環境整備を促進します ・拠点間における回遊性の向上と活発な観光交流を促すため、観光客の移動ニーズ等を調査・分析しながら、交流促進バスの利用促進を図ります

表 2-26 都市計画マスタープラン・立地適正化計画における公共交通に関する施策（7/9）

市町名	計画名・年次	公共交通に関する主な施策
白老町	白老町 立地適正化計画 令和4（2022）年度 ～令和23（2041）年度	<p>■公共交通の充実に係る施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ●暮らしの利便性と快適性を確保する元気号の運行内容の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・利用実態に応じたコミュニティバスの見直しや交通機関同士の接続性の向上を図り、暮らしの利便性と快適性の確保に努めます ・また、バス待ち環境の向上や車両のバリアフリー化などを進め、誰もが快適に利用できる環境整備を促進します ●町内公共交通の利用者需要に即した新しい交通の効率的な導入 <ul style="list-style-type: none"> ・町内迂回区間における定時定路線と予約運行型を組み合わせた新たな公共交通形態の導入・拡充を推進します ・また、高齢者等が自主的に運転免許証を返納しやすい環境づくりに取り組み、高齢ドライバーによる事故防止とコミュニティバスの利用促進を図ります ●バスマップの作成・配布や運賃施策などの利用促進策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・バスマップの作成・配布や定期乗車券、バスチケット制度の運用など、利用促進に向けた各種施策を展開します ・また、路線バスの近接がわかるロケーションシステムや MaaS 等のモビリティサービスの導入など、国や民間等の動向を注視しながら、その活用について検討します ●移動困難者における生活移動の支援策の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・移動困難者の生活支援に必要なサービス内容を関係団体と連携し、継続的に検討します ●生活交通と連携した町内観光施設を周遊するバス路線の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・ウポポイへの来訪者の町内周遊性を高めるため、観光周遊バスの導入・利活用を図り、町内観光資源のネットワーク化を推進します ●町民の広域的な生活行動を支援する近隣市への広域公共交通の維持 <ul style="list-style-type: none"> ・バス事業者や近隣自治体と連携し、既存のバス路線の維持・充実に努めます

表 2-27 都市計画マスタープラン・立地適正化計画における公共交通に関する施策（8/9）

市町名	計画名・年次	公共交通に関する主な施策
厚真町	厚真町都市計画 マスタープラン 平成 16 年度 ～令和 7（2025）年度	<p>■交通体系の整備</p> <p>●暮らしを支える公共交通機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環福祉バス運行の維持・改善やタクシー運行補助の実施など、利用者要望を勘案した運行を行います ・また、重要度が増している町外への民間バスによる便数の増加など、公共交通機関における利便性の向上を図ります ・厚真 IC、フェリーターミナル、国道 235 号、JR 浜厚真駅といった浜厚真地区における交通の要衝については、施設相互のアクセス道路の整備によって利便性の充実を図ります
	厚真町 立地適正化計画 令和 4（2022）年度 ～令和 7（2025）年度	<p>■誘導方針の検討</p> <p>●まちなか居住の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住促進に向けた、厚真町と周辺市町を結ぶ地域間幹線系統の維持・確保と、デマンド交通の再編やタクシー運行の空白時間帯解消等による路線バス及び JR 日高線との接続の強化 ・厚真市街地内における、交通弱者の移動円滑化等の公共交通の充実化 <p>●魅力ある中心拠点の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用率や郊外からの集客力の向上に向けた、循環福祉バス運行の維持・改善やデマンド交通などの公共交通の充実化 <p>■居住誘導のための施策</p> <p>●公共交通の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環福祉バス「めぐるくん」については、路線の再編に加え対象者及び路線の拡大やデマンド方式への転換など、利用者要望を勘案した運行を行います ・厚真町と周辺市町を結ぶ地域間幹線系統の維持・確保と、既存の町内公共交通資源を活用して広域交通との接続を強化します

表 2-28 都市計画マスタープラン・立地適正化計画における公共交通に関する施策 (9/9)

市町名	計画名・年次	公共交通に関する主な施策
むかわ町	むかわ町都市計画 マスタープラン 令和4(2022)年度 ～令和13(2031)年度	<p>■道路・交通体系</p> <p>●交通機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本町の交通骨格軸を構成する国道、道道及びその他これらを補完する幹線道路や鉄道、バスなどの公共交通機関における合理的な接続を図り、円滑な交通処理と交通機能の向上に努めます ・また、一般道道鷓川停車場線に位置する、JR 日高線の鷓川駅の駅前広場は、適切な駐車場、駐輪場を確保するとともに、交通結節点機能を強化します <p>●地域の実情に応じた利用しやすい公共交通ネットワークの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民の大切な足となる路線バスやコミュニティバス、デマンド型交通などが連携した利便性の高い公共交通ネットワークを形成させるため、地域の利用実態や課題、町民ニーズなどを把握し、地域公共交通の維持・確保・改善及び利用促進に向けた取組を進めます ・また、周辺市町への移動手段となる JR 日高線や都市間バスについては、将来にわたる公共交通機関として維持・確保させるため、関係機関にも働きかけていきます ・これらの取組を着実に実現していくため、「むかわ町地域公共交通計画」の策定を進めます

2-3 地域公共交通計画の位置づけ及び本地域における公共交通の位置づけ

(1) 北海道の計画に基づく公共交通の位置づけ

北海道交通政策総合指針が示す「北海道型公共交通ネットワーク」の定義を踏まえ、本地域内を運行する公共交通を「幹線交通」、「広域交通」、「生活圏交通」の3つに分け、以下のように位置づけます。

「幹線交通」は道内の中核都市^{※3}（札幌市・旭川市等）間等を結ぶネットワークであり、「広域交通」は中核都市・中核都市群^{※4}（千歳市・室蘭市・苫小牧市・登別市・白老町）や地域中心都市^{※5}（伊達市）と周辺市町などを結ぶネットワーク、「生活圏交通」は単一市町や周辺エリアでの日常生活に密接した交通ネットワークとして整理します。

表 2-29 北海道胆振地域における公共交通の位置づけ (1/2)

位置づけ	本地域の交通資源	路線等
幹線交通	鉄道	■JR 北海道-千歳線、室蘭本線
	都市間バス	■道南バス-高速白鳥号、高速蘭東ライナー号、高速おんせん号、高速ハスカップ号、高速ペガサス号※、高速はやぶさ号、高速登別温泉エアポート号、登別温泉・白老線 ■北海道中央バス-高速むろらん号、高速とまこまい号
広域交通	鉄道	■JR 北海道-日高本線
	路線バス	■道南バス ●地域間幹線系統-室蘭市内線②、登別・苫小牧線、室蘭・洞爺湖線①、室蘭・洞爺湖線②、室蘭・伊達線、有珠線①、日高・沿岸線①（静内）、胆振線、洞爺湖温泉線、豊浦線、室蘭・登別温泉線、洞爺湖温泉線② ●市町村単独補助路線-32 系統 ■あつまバス ●地域間幹線系統-千歳線、苫小牧線①、苫小牧線②、苫小牧線③ ●市町村単独補助路線-2 系統

※ 高速ペガサス号は札幌市-恵庭市間は幹線交通、札幌市-恵庭市-むかわ町・浦河町間は広域交通の役割を持つ。

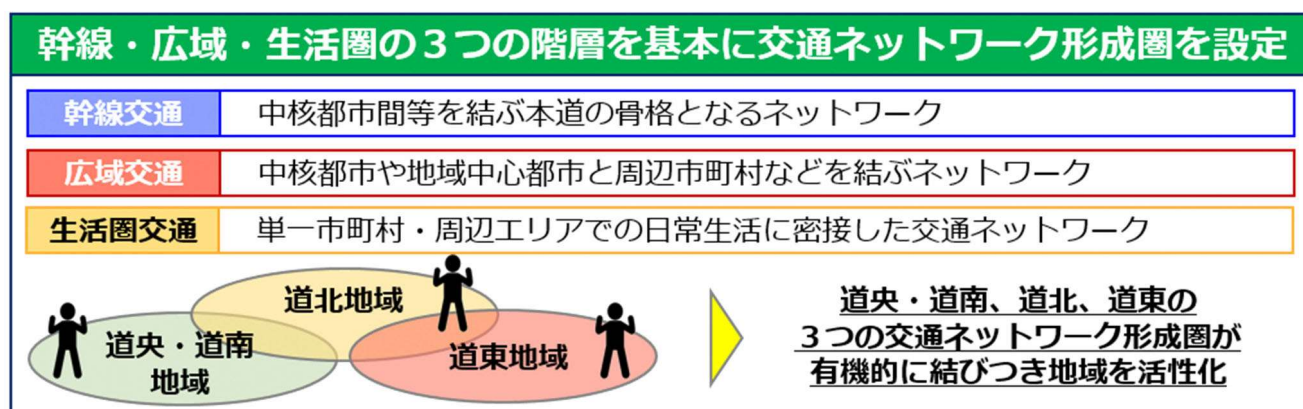
※3 人口規模が一定以上で行政をはじめ経済、医療、教育、文化などの面で高度な都市機能を有する都市

※4 中核都市と相互に結びつきが強く、一体的に都市機能を発揮する都市

※5 エリアの中で都市サービスや日常生活ニーズなどの面において、中核都市の機能を補完する市や町

表 2-30 北海道胆振地域における公共交通の位置づけ (2/2)

位置づけ	本地域の交通資源	路線等
生活圏交通	路線バス	<ul style="list-style-type: none"> ■道南バス ●広域生活交通路線-日新国道線 2、錦岡線、勇払線 1、勇払線 2、沼ノ端線 2、澄川錦岡線、川沿ときわ線、宮の森線 ●市町村単独補助路線-94 系統 ■あつまバス ●市町村単独補助路線-4 系統 ■自治体自主運行 ●市町村生活バス路線-1 系統
	ハイヤー・タクシー	
	その他	●市町等が実施する輸送サービス



出典：北海道交通政策総合指針（北海道）

図 2-1 北海道型公共交通ネットワークのイメージ

(2) 各市町の公共交通施策の視点

各計画の施策内容から、各市町の公共交通施策の視点を本地域における公共交通の位置づけに照らし合わせて整理します。

本地域の西部地域における地域中心都市である伊達市、西部地域・中部地域における中核都市群である室蘭市、中部地域・東部地域における中核都市群である苫小牧市、中部地域における中核都市群である登別市、白老町においては、幹線・広域交通をはじめ生活圏交通及び交通結節点の機能強化・創出の視点をもった施策展開となっています。

このほかの町においても、本計画の策定に先行して各市町で地域公共交通の検討を行っていることから、各市町における公共交通の維持・確保の視点をもった施策展開となっています。

表 2-31 各市町の計画における公共交通施策の視点

	幹線交通	広域交通	生活圏交通		交通結節点
			周辺エリア	単一市町	
室蘭市	●	●	●	●	●
苫小牧市	●	●	●	●	●
登別市	●	●	●	●	●
伊達市	●	●	●	●	●
豊浦町	●	●	●	●	-
壮瞥町		●	●	●	-
白老町	●	●	●	●	●
厚真町		●	●	●	-
洞爺湖町	●	●	●	●	-
安平町	●	●	●	●	-
むかわ町		●	●	●	●

(3) 計画の位置づけ

本計画は交通政策基本法、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づいて策定を行います。また、北海道の上位・関連計画及び本地域における各市町の地域公共交通計画や関連計画等との整合を図るものとします。

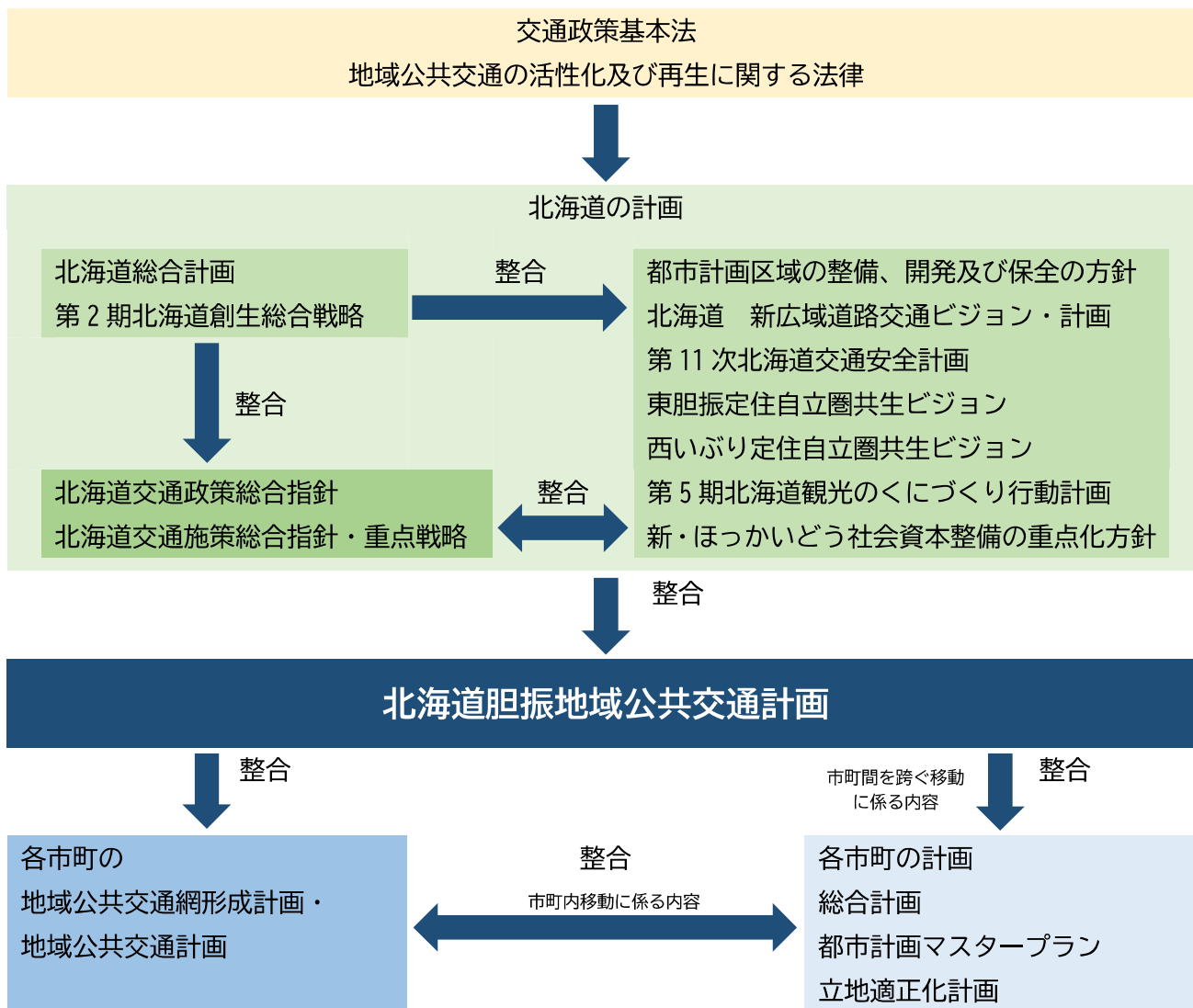


図 2-2 本計画の位置づけ